

広島県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第三百二十三号で認可した宮島都市計画下水道事業宮島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

宮島都市計画下水道事業宮島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十七日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし